

ご家庭の見えるところにお貼りください

# 『事故や非行から子どもを守りましょう』 ～冬休みを楽しく過ごすために～

## ◆事故や非行を防止するために・・・

1. 児童生徒の帰宅は学校で決められた時刻までとしましょう。
2. 保護者同伴の場合を除いて、外泊をさせないようにしましょう。
3. 飲酒・喫煙・シンナーなどのいたずらは、絶対させないようにしましょう。
4. 交通ルール・マナーを守り、道路や危険な場所では遊ばせないようにしましょう。
5. 車のドアロックは必ず行い「カギ」の管理には責任を持ちましょう。

## ◆明るい社会を目指して・・・

1. あいさつは、元気よく、言葉づかいは、きちんとさせましょう。
2. 家族の一員として、積極的に家事の手伝いをさせましょう。
3. 地域の行事に進んで参加させましょう。
4. みんなでゴミのない美しい町づくりに心がけましょう。



## ◆児童・生徒のみなさんへ・・・

☆☆最近、小中学生への声かけ事案が発生しています☆☆

●見知らぬ人の声かけに危険を感じたら、大声を出して助けを求めたり、近くの民家に行つて知らせてください!!!



◇せたな町教育委員会事務局大成教育事務所  
◇大成区子どもの安全を守る連絡協議会  
◇大成区学校支援地域ボランティア連絡協議会  
TEL : 4-5511 (内線2202) FAX : 4-6380

高山美香さんの

今金町教育委員会・せたな町教育委員会  
特別展示会・講演会

## 10cmの笑いの世界

### ◇トークショー「高山美香さんのちまちま人形の世界」

とき 12月22日(日)13:30~15:00

ところ 今金町民センター2階大会議室

語り手 高山美香氏(現在、大人気の人形作家)

参加費 無料

サイズは  
10cmじゃ。



古今東西の偉人や文豪たちの小さな人形を、精巧にかつユーモラスに表現した、その名も「ちまちま人形」をご覧ください！  
トークショーでは我らの創作の秘密がじっくり聞けますぞ！

「10cmの笑いの世界 高山美香さんのちまちま人形展」  
期間 12月7日(土)~28日(土) 今金・せたな両町でご覧になれます  
場所 今金町民センター図書室・せたな町情報センター  
\* 図書室・情報センターの開館時間に合わせてご覧ください

共催 今金町教育委員会・せたな町教育委員会

協力 北海道立図書館

後援 「読書と作文のまち」ワーキングチーム

問合せ先 〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金48-1 今金町教育委員会

今金町民センター図書室 Tel. 0137-82-2822

〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1 せたな町教育委員会

せたな町情報センター Tel. 0137-84-5342

# 新春書初め大会

## 席 題

- ・小学一・二年  
「うま」  
「お正月」
  - ・小学三・四年  
「新しい年」  
「富士山」
  - ・小学五・六年  
「希望の春」  
「おもてなし」
  - ・中学生及び一般  
「光輝く未来」  
「新雪の初富士」
- ※ 右記のほかに自由でもかまいません

講師：大成区宮野  
梶田昌好氏

持ち物：筆・毛せん・布・ぶんちん・墨入れ  
など、その他必要と思われるもの。

※道具を持っていない方でも参加できますので、  
お気軽にお問合せください。

注) 用紙は、主催者側で用意します。

お申込み：12月24日(火)まで

【お申し込み・お問合せ先】  
大成教育事務所社会教育係  
電話：4-5511  
(内線2202)

日時：平成26年1月6日(月)

午前9時 集合・開会式

場所：大成町民センター 大ホール



# 平成25年度 せたな町重度身体障害者タクシー料金助成について

せたな町では重度身体障害者に対してタクシーを利用する際の料金の一部を助成しております。

対象者及び助成額は下記のとおりとなっておりますので、助成を希望する方は別紙印鑑・障害者手帳を持参の上、役場・各支所の福祉係へ申請して下さい。

なお、この助成は本人及び本人と同乗する方に限りますので、ご了承願います。

## 対象になる要件

障がい	要件
身体	① 1級または2級の下肢障害者及び体幹障害者 ② 1級の視覚障害者及び内部障害者 ③ 下肢障害者又は体幹障害が3級または4級で、かつ他の障害名が加わり総合して1級又は2級の重度障害者

## 助成額

年額11,280円（基本料金470円×24回）助成。  
ただし、申請月により月割交付します。

## ■ 対象にならない要件 ■

- 平成21年度課税以後の町税等を滞納されている方
- 自動車税の免除を受けている（通年交付の場合）

◎利用できる区域・・・せたな町内  
◎利用できるタクシー（ハイヤー）会社・・・①有限会社東ハイヤー  
②介護タクシー福祉サポートかもめ

○ 申請される方は、下記記載の役場・各支所の福祉係まで申請願います。

持参するもの : 印鑑 ・ 身体障害者手帳

※このサービスは「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の対象サービスとなっております。

○詳しい内容は下記担当へお問い合わせ下さい。

申請窓口	・役場保健福祉課福祉係（健康センター内）	TEL (0137) 84-5111
	・瀬棚総合支所 地域町民課福祉係	TEL (0137) 87-3311
	・大成総合支所 地域町民課福祉係	TEL (01398) 4-5511

平成25年12月12日

町 民 各 位

せたな町選挙管理委員会  
委員長 大坪 観 誠

せたな町農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

日頃より、町民の皆様には、選挙行政全般にわたってご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、農家の皆様方からの申請によって作成されておりますが、名簿要件に該当される農家の方々は、毎年この申請が必要となります。

なお、現在登録されている農家の方々には、直接、農業委員会事務局から申請書が送付されることとなりますが、新規に該当される方々は、農業委員会事務局に申し出が必要となりますので、名簿要件に該当する方は漏れなく申請されるようお願いいたします。

記

- 申請期限 平成26年1月10日（金）
- 申請先 せたな町農業委員会事務局（本庁1階）  
各総合支所産業建設課
- 必要な物 印鑑を持参するようお願いいたします
- 登載される方の要件
  1. 年齢は、平成26年3月31日で満20歳以上の方（平成6年4月1日以前に生まれた方）
  2. せたな町内に住所があること
  3. 上記1・2の要件を備えている方で次のいずれかに該当する方
    - ①30アール以上の農地につき耕作を営む経営主
    - ②上記の方と同居又は生計を同一としている親族及び配偶者で、平成25年中におおむね60日以上耕作に従事している方
    - ③30アール以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、平成25年中におおむね60日以上耕作に従事している方
  4. その他
    - ①経営主であれば60日以上耕作に従事していなくても選挙権はあります
    - ②平成26年1月1日現在で、経営主と同居又は生計が同一でなければ選挙権はありません
    - ③内縁の妻又は親族以外の同居人等には選挙権がありません
    - ④高齢や長期入院等により60日以上耕作に従事しなかった場合、選挙権はありません